



障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金)

中小企業における障害者雇用を促進するため、障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる56~300人規模の中小企業)が初めて身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用した場合に、奨励金を支給するものです。

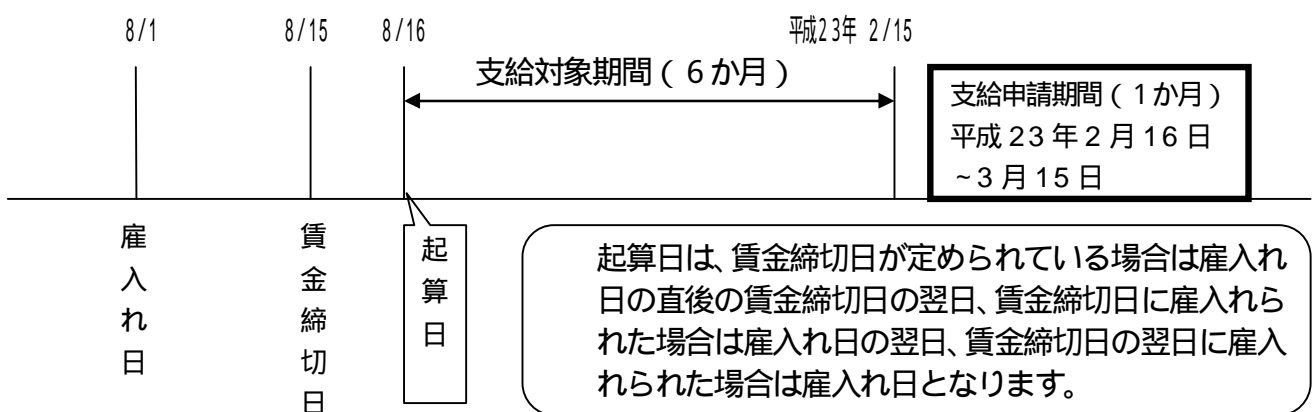
助成内容

過去3年間に障害者の雇用実績のない一定規模の中小企業が、ハローワーク又は地方運輸局の紹介により、一般被保険者として障害者を1人以上雇い入れた場合、奨励金を支給します。

受給手続き

支給を受けるには、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する労働局又はハローワークに対象労働者の雇入れ日(賃金締切日が定められている場合は雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日)から6か月後の翌日から、1か月以内に、必要な書類を添えて支給申請書を提出する必要があります。

<例：労働者を雇い入れた日が平成22年8月1日の場合>



奨励金の支給額

対象労働者1人目の雇用した場合に限り、奨励金100万円を支給します。

ただし、精神障害者である短時間労働者を雇い入れる場合は、2人以上の雇入れをもって1人目とみなします。

注意点

ハローワーク又は地方運輸局の紹介を受ける前に、雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合は、奨励金は支給されません。

対象労働者が過去3年間に職場適応訓練(短期の職場適応訓練を除きます。)を受けたことのある事業主に雇い入れられる場合は、奨励金は支給されません。

対象労働者が過去3年間に働いたことのある事業主(出向、派遣、請負を含む)に雇い入れられる場合は、奨励金は支給されません。

対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主に雇い入れられる場合は、奨励金は支給されません。

対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を特定受給資格者となる離職理由により離職させている場合(離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く)支給対象となりません。

特定受給資格者とは、倒産に伴い離職した者、事業所の廃止に伴い離職した者、事業所の移転により離職した者、解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。)により離職した者等

キリン社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 入来院 重宏

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸屋町2-10-10 パークビル3階 TEL03-5651-0407 FAX03-5651-0408

E-mail:info@kirin-office.com URL:<http://www.kirin-office.com/>(「農業労務管理COM」<http://www.nogyo-roumu.com/>)